平成２３年（フ）第１６５７号
名古屋市天白区菅田２丁目502番地
破産者　岡西　　創
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４８５号
大阪府柏原市国分東条町13番33号
破産者　桝田　善博
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１号
大阪市西成区梅南３丁目５番28号
破産者　廣田　惠一
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４号
大阪府池田市伏尾台５丁目８番地の25
破産者　那須　芳子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８号
大阪市旭区赤川１－９－11－525、住民票上の住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番34－401号
破産者　田村　新吾
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３５号
大阪府大東市明美の里町16－27、住民票上の住所大阪市大正区北村３丁目８番１－901号
破産者　カーザ工房こと　保田　明文
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８０号
大阪府東大阪市新家中町１－８　ガーデンシティ長田103号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市御厨西ノ町１丁目２番17号
破産者　辻川　廣子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４８号
大阪府枚方市走谷２丁目23番11号
破産者　山内鉄工所こと　山内　信治
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７９号
大阪府八尾市上尾町２丁目23番地の９
破産者　横田　義隆
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０号
堺市中区八田北町10番地31　１棟304号
破産者　前田　雅之
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
大阪府富田林市錦織中１丁目12番10号　203
破産者　髙山　明雄
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７０号
東京都世田谷区代田１丁目27－２　ラカルムⅠ－102、開始決定時の住所堺市西区鳳東町７丁791番地１　ラ・アバンセ403号
破産者　柏木　貴雄
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８３号
堺市西区浜寺石津町西４丁６番16－801号
破産者　乃津苹こと　越智千代子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８４号
堺市西区浜寺石津町西４丁６番16－801号
破産者　越智　**幸**一
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１８号
堺市中区深井清水町3514番地　グランドールエコー深井101号
破産者　カシマ工芸こと　上村　丈太
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１５号
神戸市中央区相生町５丁目17番５号松原ビル10号
破産者　木村　敏郎
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９６号
神戸市須磨区北落合５丁目１番347－301号
破産者　岩佐　博子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４号
和歌山県橋本市神野々441サングレース橋本904号、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市常松２丁目２番１－102号、前住所大阪市浪速区桜川２丁目10番２－714号
破産者　ＫＳオフィスこと　塙　　浩二
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係